

令和2年4月12日

学 校 長 殿

公益財団法人茂木本家教

代表理事 茂木 七



令和2年度奨学生 願書提出期限の延長について

拝啓 時下ますますご清祥の御事と大慶に存じ上げます。

さて、すでに「令和2年度奨学生募集について」ご案内をさせていただきましたが、現在、新型コロナウイルス感染拡大の対策として各学校が臨時休校になっていることを考慮し、願書提出期限を「5月末日」まで延長させていただくことに致しましたのでご確認の程お願い申し上げます。

要用のみにて失礼致します。くれぐれもお気をつけてお過ごし下さい。

敬具



令和2年3月11日

埼玉県教育委員会 御中

公益財団法人茂木本家教育基金
代表理事 茂木 七



令和2年度奨学生の募集について

拝啓 時下ますますご清祥の御事と大慶に存じ上げます。

さて、当公益財団は平成10年7月に当時の文部省から設立許可を受け、大学生、専門学校生および高等学校生を対象に奨学金を給付する公益法人として、平成11年4月から本格的に活動を開始し、お蔭様で今日まで順調に推移してきております。

令和2年度におきましても若干名の奨学生を募集いたしますので、当公益財団の趣意書、奨学生募集要項及び応募に必要な書類等を同封させていただきます。

また、募集要項等を3月中に埼玉県下の公立及び私立高等学校にメールで配信いただけましたら幸甚に存じます。何卒よろしくお願い申し上げます。

末筆ながら、貴委員会のみますますのご発展をお祈りいたします。

敬具

※同送書類

- 1) 学校長殿案内状 (1枚)
- 2) 公益財団法人 茂木本家教育基金 設立趣意書 (2枚)
- 3) 奨学生 募集要項 (2枚)
- 4) 奨学生 願書 (4枚)

令和2年3月11日

学 校 長 殿

公益財団法人茂木本家教育基金
代表理事 茂木 七



令和2年度奨学生の募集について

拝啓 時下ますますご清祥の御事と大慶に存じ上げます。

さて、ご高承の通り、当公益財団は平成10年7月に当時の文部省から設立許可を受け、大学生、専門学校生及び高等学校生を対象に奨学金を給付する公益法人として、平成11年4月から本格的に活動を開始し、お蔭様で今日まで順調に推移してきております。

ここで、令和2年度よりの奨学生を若干名募集いたします。貴校1年新生で給付（返還不要）をご希望の方がいらっしゃいましたら、同封の応募用紙によりご推薦下さい。ただ、何分にも選考される人数に限りがありますのでご要望に沿い得ない場合もありますことを、ご承知おき下さい。

なお、願書は必ず貴学校経由にて、当公益財団に4月20日（月）までに 届くようお願いいたします。提出締切日を過ぎて届いた書類は受付できませんのでご注意ください。

以上ご案内申し上げます。

末筆ながら、貴校のますますのご発展をお祈りいたします。

敬具

追伸 応募書類中、新生生の学業成績証明書等につきましては、出身中学校から提出されている書類のコピーで差し支えありません。

再拝

※同送書類

- 1) 公益財団法人 茂木本家教育基金 設立趣意書 (2枚)
- 2) 奨学生 募集要項 (2枚)
- 3) 奨学生 願書 (4枚)

財団法人茂木本家教育基金設立趣意書

1. 設立の趣旨

明治以来の日本の発展、第二次世界大戦後の復興、さらに高度成長期を経て世界の先進国の仲間入りをするに至ったプロセスは、多くの要因によって可能となったものでありますが、中でも教育が果たした役割は、実に大きなものがあったといえましょう。

いま人類社会は、地域紛争や地球環境等の困難な問題をかかえて、大きな曲がり角にさしかかっているように感ぜられます。国際化が進展しつつある今日、日本は決して日本だけでは存在し得ず、国益を踏まえつつも、国際的な責務を果たしながら、世界の中でどう生きるかを考えなければなりません。かかる状況の中で、次世代を担う人材の育成は、ますます重要な課題となっております。

現在の日本はずいぶん豊かになったとはいえ、優秀な資質と強固な意志を持ちながら、経済的理由により勉学の機会を失う青少年が少なくありません。また、さまざまな奨学金給付の組織があるものの、米国等のレベルに較べれば、及ぶべくもありません。これらの歴史、現状を考えると、青少年育成のための援助をすることは、意義あることと思われれます。

茂木七左衛門は、以上の思いから、継続的に青少年の育成に貢献することを目的として、ここに財団法人の設立を発意し、金2億6千万円および野田市内に所有する貸地（約5万6千平方メートル）を寄付することにいたしました。この法人は、奨学金給付の事業を通じて青少年の育成をはかり、もって社会に寄与することを、設立の趣旨とするのであります。

2. 設立申請に至るまでの経緯

茂木本家の成立は江戸時代のはじめに遡ります。先祖は豊臣家の旗下で、大阪城落城時に討死いたしました。その未亡人が、忘れ形見の男の子と少数の従者をつれて城を逃れ出て、大変な苦勞の末に現在の千葉県野田市に辿り着き、茂木という家を興したと伝えられております。そして、その忘れ形見の男の子が初代の茂木七左衛門を名乗り、今日まで約400年近く続いているわけです。現在の茂木七左衛門は12代目に当たります。

創立当初は、まさに「赤貧洗うが如し」という状況で、正月に雑煮を祝うための餅つきもできない有様でした。仕方なしに、雑煮の代わりにきしめんや蕎麦で正月を祝ったそうです。この当時の祖先の苦勞を忘れてはいけないということで、茂木家では正月三が日は餅を食べないという家訓がありました。その後、分家では餅を食べるようになりましたが、今でも茂木本家だけはこの家訓を守っております。

暮らしを立てるためにはじめた当初の味噌、そして後に醤油の醸造業が、段々に軌道に乗り、幸いにしていづか暮らしも安定し、コミュニティーの中で主導的な役割をさせていただくようになりました。そしていずれの頃からか詳らかではありませんが、地域の公益的なことにも応分のお手伝いをさせていただくようになりました。中でも教育には代々関心を持っておりましたようです。多くの場所でそういう事例があるようですが、いまも野田の中央小学校には「茂木学校」という額が保存されております。当主の七左衛門も、この自家の伝統を重んじ、地元の方々のご要望に応じて小学校の同窓会長をつとめさせていただきながら、ささやかではありますが時々個人で寄付をさせていただいたり、学校用地などについて、できるだけ便宜を計らせていただいております。

養子の賢三郎は、地元野田で義務教育を終える頃、同級生の中に、学校の成績が良いのに家の経済的な事情で、高校への進学を諦めざるを得ない子供が何人かいたことを、今も残念に思っております。この中からは、昼間働きながら夜間の高校、そして大学に通い、税理士等の国家資格を取得するなどして成功している人もいますが、大半は勉学を続けることを諦めてしまいました。また大学の友人の中には、奨学金をもらい、一週間に家庭教師のアルバイトを8件もこなしながら勉学に励み、ついには専門分野の権威者として名を成した人もおりました。こうした体験から賢三郎は、意欲や能力に恵まれていれば、たとえ経済的に恵まれていなくても、本人の努力によって自己実現を達成する事の可能な社会が健全な社会だという、信念をいただくようになっております。

賢三郎の妻瓊子も、子供の頃から祖父下条康麿が若い人達を指導する姿を見ながら育ちました。その頃祖父下条康麿はいつも書生をおき、食住の面倒を見るに加えて学資の援助をし、さらに折にふれて学業についても相談に乗り、学期が終わると成績表を見ながら次の期の勉学方針などについても、本人から話を聞き指導する時間を持っておりました。瓊子は、祖父のそうした全人的教育に対する情熱を目の辺りにしながら育ち、いつか自分もそうした点で社会貢献をしたいものと考えておりました。

今回の財団設立の計画は、人を育てることが日本の未来を担うものであり、また優秀な資質と堅固な意思をもちながら、経済的理由により勉学を続けることの困難な青少年を、ささやかながらも応援したいという、茂木本家内の思いが集積したものであります。

財団法人 茂木本家教育基金

設立発起人代表者 茂木 七左衛門

令和2年度
公益財団法人 茂木本家教育基金 奨学生募集要項 (高等学校)

公益財団法人茂木本家教育基金は、大学・短期大学及び高等学校等の学生で学業優秀、品行方正でありながら経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学援助を行うことによって社会に有用な人材を育成することを目的としています。

令和2年度は、次の要項により奨学生を募集いたします。

1. 応募資格 次のいずれの条件にも該当する者

- (1) 令和2年4月に高等学校に入学した者 (新入生に限ります)
- (2) 学業優秀 (中学3年間評定5段階評価で平均4.3以上) であり、品行方正である者
- (3) 学費の支弁が困難と認められる者。また、原則として、他の奨学金を受給しない者。ただし、申請時に重複受給することを明記し、当公益財団の許可を受けたときは、この限りではない。

※尚、1学校から応募できる人数は3名までと制限させていただきます。

2. 奨学生の採用予定数

大学生及び高等学校生 若干名

※選考実績：直近の5カ年では、大学生37名、専門学校生2名、高校生32名の合計で71名を選考しています。

3. 奨学金支給額・支給方法・支給期間

- (1) 支給月額 大学生3万円、高等学校生 2万5千円 (返還不要)
- (2) 令和2年4月分より支給します。令和2年度は7月に4～9月の6か月分、10月に10～12月分、令和3年1月に1～3月分を支給します。
- (3) 支給期間は、学校学部在籍期間とします。
- (4) 原則として、年2回研修会を開催し、出席を求めます。

4. 応募書類

(1) 奨学生願書 (必ずご本人が記入してください)

- ① 所得金額を証明する『源泉徴収票』(給与所得)又は『確定申告書(控)一式』(給与所得以外)のコピーを必ず添付して下さい。添付なき場合は、選考対象になりません。

(※) 個人事業主の場合

『確定申告書』に付属の所得税決算書(損益計算書)とその資料も必ず添付して下さい。

- ② 生活保護、児童手当等の公的な扶助・給付を受けている場合は、(3)公的な扶助・給付欄に当該金額を記載し、証明書を添付して下さい。
- ③ 希望理由シートの、『将来の夢』と『自分のアピールポイント』については、必ず記入して下さい。

- (2) 在学証明書
 - (3) 学業成績証明書（高校入学前の中学3年間の評定が出ているもの）
 - (4) 出欠席の記録（中学3年間の出欠状況を証明する書類）
 - (5) 推薦書（高校の学校長の作成したもの）
5. 応募書類締切日
令和2年4月20日（月）事務局着 厳守（締切日を過ぎての提出は無効となります）
6. 選考
- (1) 当公益財団の選考委員会において、応募書類により選考します。
 - (2) 選考の結果は、在籍高等学校に通知します。（6月初旬頃）
7. 学業成績証明書・生活状況報告書の提出
奨学生は、毎学年終了後4月上旬までに、学業成績証明書・生活状況報告書を当公益財団事務局に提出していただきます。
8. 異動の届け出
奨学生又は連帯保証人は、次の各号の一に該当することとなった場合は、速やかにその旨を当公益財団事務局に提出していただきます。
- (1) 休学、復学、転学、留学、留年又は退学したとき
 - (2) 停学、その他の処分を受けたとき
 - (3) 連帯保証人を変更したとき
 - (4) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、奨学金振込銀行その他重要な事項に変更があったとき
9. 奨学金の休止、停止、又は廃止
奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したとき、あるいは学業、性行などの状況により指導上必要があると認めたととき、さらに病気などのために成業の見込みがなくなったときなどの場合は、その状況に応じ、奨学金の給付を休止、停止又は廃止します。この場合、当該事由発生以後に受領した奨学金があるときは、これに相当する金額を速やかに当公益財団の事務局に返還していただきます。
10. 応募書類の送付先・問い合わせ先
〒 278-0037 千葉県野田市野田 245 番地
公益財団法人茂木本家教育基金 事務局長 伊藤 誠治
TEL 04-7120-1003 FAX 04-7120-1002 <緊急>携帯 090-1673-9090
e-mail:zaidan-mogihonke@snow.ocn.ne.jp

以上

公益財団法人 茂木本家教育基金 奨学生願書
(必ず本人記載のこと)

㊞ 4.0 cm
 ㊞ 3.5 cm
 胸から上

申請日 令和 年 月 日

本人氏名 自国語 印

ローマ字

連帯保証人氏名 印

このたび、貴公益財団の奨学生として採用していただきたく、推薦書および在学証明書を添えて申請いたします。

申請者	ふりがな 氏名	年 月 日生 男・女 未婚・既婚
	現住所	〒 (-) TEL () -
連帯保証人	ふりがな 氏名	年 月 日生 申請者との関係
	現住所	〒 (-) TEL () -

申請者学歴	学校区分	学校名	住 所		入学・卒業 年次		
	中学校				入学	年	月
	高等学校				卒業	年	月
家族状況	氏名	続柄	年齢	職業	現住所		
生活状況	(1) 主に家計を支えている人の氏名		続柄	昨年1年間の所得金額(万円) *			
				給与所得	給与所得以外	計	
	* 給与所得の場合は源泉徴収票等における支払金額を記入のこと。 給与所得以外の場合は確定申告書(控)における収入金額を記入のこと。 なお、上記源泉徴収票、確定申告書(控)のコピー (A4サイズ) を添付して下さい。						
	(2) 他に家計を支えている人の氏名		続柄	昨年1年間の所得金額(万円)			
給与所得				給与所得以外	計		
(3) 公的な扶助・給付		続柄	昨年1年間の所得金額(万円)				
			生活保護	児童手当	その他	計	

奨学金希望理由

家族の状況、家計の状況、災害等の被害状況、その他具体的に。(特に家計支持者の倒産、解雇、離別、病気、事故等による家計急変の事由が生じた場合には、その旨及び今後の収入の見通し等について。)

「将来の夢」と「自分のアピールポイント」について

奨学生推薦書

学校名		氏名	
学業 について			
行 動 性 格 について			
推 薦 理 由			
	<p style="text-align: center;">上記の者は、学業優秀、品行方正かつ心身健全であり貴財団の奨学生として、 選考されることが適当と認められますので推薦します。</p> <p style="text-align: right;">令和 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">公益財団法人 茂木本家教育基金 御中 (所在地)</p> <p style="text-align: center;">(学校名) _____</p> <p style="text-align: center;">(学校長・学部長) _____ 印</p>		